

## ○海外法律情報○

ドイツ

「原子力法」  
一部改正へ

こうした事態の中で、電力会社首脳が一九九二年一月末にコーネル首相に送った書簡がきっかけとなって、一九九三年三月から「エネルギー・コンセンサス」協議（各党代表者、連邦政府及び州の関係閣僚などが参加して今後のエネルギー政策の方について話し合う）が始まった。しかし、原子力を主要議題としたこの話合いは、結局、合意に至らず、一〇月二七日に打ち切られた。

ドイツでは今年、一〇月の総選挙を含め一九の選挙が予定されている。総選挙の行方を占う前哨戦と位置づけられている三月のニーダーザクセン州議選では、コール首相率いるキリスト教民主同盟（CDU）が後退した一方で、「社会民主党（SPD）」の善戦、「緑の党」の躍進が目立った。

秋に向けての一連の選挙結果は、今後のドイツの原子力政策にも影響をおよぼすだけに、大いに注目される。

## 「Hネルギー・コンセンサス」協議

チャエルノブイリ原発事故以後、ドイツでは、原子力問題をめぐって与野党間で対立が激化した。そして、原子力施設等の実質的規制権限を州政府が握っていることなどから、再処理施設の建設許可の取り消し、高速増殖炉の閉鎖などが相次いで起きた。

「連邦環境・自然保護・原子炉安全」（BMU）大臣テプファーは、「コンセンサス」協議は再開されるであろうし、「合意は時間の問題」と樂観的な見通しを示している。ただ、ドイツは原発なしではやつていけないので、SPDに脱原発の方針転換を求めていく、とする大臣の姿勢に変化はない。

与野党間での合意に、悲観的見方が広がる一方で、原発の段階的閉鎖という方針を堅持し、しかも、原発が立地する七州中六州で政権党となっている社会民主党（SPD）が、ともかくも、原子力問題の妥協点を探る交渉のテーブルにいたことだけでも価値がある、との見方もある。

中央レベルの「コンセンサス」協議が、行き詰まり状態にある中で、SPDが政権を握る四つの州において、州政府と電力会社との間で、「コンセンサス」協議開始の合意がなされた。こうした地

方レベルの「コンセンサス」協議を推進しているのは、中央レベルでの「コンセンサス」協議再開に熱心なニーダーザクセン州首相ショレーダー（SPD）である。彼は、中央レベルの「コンセンサス」協議においても、使用済燃料の直接処分などを盛り込んだ妥協案による与野党合意に意欲的に取り組んでいた。

連邦レベルの話し合い再開の展望が開けない中で、一九九三年一二月二十四日、「原子力法（A t G）」（正式には「核エネルギーの平和利用及びその危険の防護に関する法律」）の一部改正等を盛り込んだエネルギー関係法案が、政府により、連邦参議院に提出された（Bundesrat-Drucksache, 869/93, 1993-12-24）。

九a条（1）の改訂は、使用済燃料の処理に新たな道を開こうといふものである。現行「原子力法」の規定では、科学技術の水準や経済性等から判断して不合理でない限り、使用済燃料を再処理しなければならない、となつていて。それ

が、改正原案を作成していた段階では、「原子力法」一条（法律の目的）の中の原子力の振興目的（「原子力の平和目的での研究、開発および利用を推進すること」）の削除から、一八条（損失補償）の改正にまで及ぶ、かなりおおがかりなものにならぬではないか、と見られていて。しか

連邦議会は、CDU等が過半数を占めているため、一〇月の総選挙前に改正法が成立する可能性は極めて高いといふ。ただ、この改正法が通つたとしても、SPDが実権を握る州において、原発等の各種規制が緩和されるとは思えない、と専門家は述べている。（岩城成幸）

「七条（2a）」を挿入することになつた。その内容は、「炉心溶融」といたる事故が発生した場合にも、施設内で万全の事故対策が取られ、発電用核分裂施設（原発）の外では、有害放射線防護のための徹底的措置を取る必要のないそ

した原発に対してのみ許可が与えられる、というものである。つまり、将来の新型炉導入をにらみ、原発に安全対策の一層の強化を求めたのである。ただし、ルギーの平和利用及びその危険の防護に取り組んだのである。つまり、将来の新規炉導入をにらみ、原発に安全対策のための徹底的措置を取る必要のないそ